



福岡医発第 2273 号 (地)

令和 3 年 11 月 11 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

訪日外国人受診者医療費未払情報の報告に関する説明会に係る周知について

標記の件につきまして、厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室より、日本医師会及び福岡県保健医療介護部医療指導課を通じて別添のとおり連絡がありました。

「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策」(「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に関するワーキンググループ」平成 30 年 6 月 14 日) 及び「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議令和 2 年 7 月 14 日) において、医療費の不払い等の経歴がある訪日外国人について、次回以降の入国審査の厳格化を検討する方針が決定されました。

これに基づき、厚生労働省では、訪日外国人受診者による医療費未払いの発生の抑止力とすること及び制度の周知を通じて、訪日外国人が我が国を訪れる際に、適切な民間医療保険へ加入することを推進するため、本年 5 月 10 日 (月) より出入国在留管理庁と連携して我が国の保険医療機関から医療費の不払いのある訪日外国人受診者の情報を収集し、出入国管理庁へ共有する仕組みの運用を開始しております。

今般、本仕組みに関する全国の保険医療機関向け説明会がオンライン形式で下記のとおり開催されます。

つきましては、貴会におかれも本件についてご了知いただくとともに、貴会会員へ周知方よろしくお願いいたします。

記

訪日外国人受診者医療費未払情報の報告に関する説明会

△と き 令和 3 年 11 月 19 日 (金) 16 時～16 時 30 分

△開催形式 オンライン形式

△申込期限 令和 3 年 11 月 18 日 (木) 正午

△申込方法 下記情報を記載の上、メールにて申込み

①所属先・部署・役職

②氏名 (漢字・ふりがな) 参加予定者全員の氏名を記載

③連絡先電話番号

④Zoom ウェビナーのリンク送信先メールアドレス

⑤質問事項

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 田中久志

会長 島田昇二郎

(地 366)

令和 3 年 11 月 8 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

公益社団法人日本医師会 常任理事

松 本 吉 郎

(公 印 省 略)

訪日外国人受診者医療費未払情報の報告に関する説明会のご案内

今般、厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室より、本会宛に標記の説明会の開催につき情報提供がございました。

訪日外国人受診者の医療費未払情報を報告することについては、同室より令和3年3月31日付で発出された「訪日外国人受診者の医療費不払いに対する予防策の周知及び不払いが発生した場合の報告方法について（依頼）」（令和3年4月5日付(地 5)）にてご案内しているところです。

本案内は、この仕組みに関連する医療機関向けの説明会をオンラインにて開催するものであり、全国の保険医療機関を対象にしています。

開催日時は、令和3年11月19日(金) 16:00～16:30であり、

申込方法は、期限令和3年11月18日（木）正午までにメールにて

宛先：unpaid.seminar.mhlw@tohmatu.co.jp

件名：訪日外国人受診者医療費未払情報報告

本文：① 所属先・部署・役職

② 氏名（漢字・ふりがな）参加予定者全員の氏名をご記載ください

③ 連絡先電話番号

④ Zoomウェビナーのリンク送信先メールアドレス

⑤ 質問事項

を記載して、送ることとされています。詳細は別紙をご参照ください。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴会管下の郡市区医師会並びに関係医療機関等への協力方依頼につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

各医師会通知



3医指第2215号
令和3年11月9日

公益社団法人福岡県医師会長
一般社団法人福岡県歯科医師会長
公益社団法人福岡県病院協会
一般社団法人福岡県私設病院協会
一般社団法人福岡県精神科病院協会
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部長

殿

福岡県保健医療介護部長
(医療指導課)



訪日外国人受診者医療費未払情報の報告に関する説明会に係る周知について（依頼）

本県の保健医療介護行政の推進につきまして、平素から格別の御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国では、一定額以上の医療費の不払いのある訪日外国人受診者の情報を保険医療機関より収集する仕組みの運用が、5月10日より開始されたところです。

今般、本仕組みに関する全国の保険医療機関向けの説明会をオンライン形式で開催することになったため、説明会開催の周知依頼が国からあったところです。

貴会におかれましては、貴会会員への周知につき、御協力賜りますようお願いいたします。

なお、本通知については、県ホームページに掲載していますこと申し添えます。

通知掲載ホームページ

福岡県ホームページトップページから「健康・福祉・子育て」＞「医療提供体制」
＞「厚生労働省等からの通知」

URL：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kunituti2021.html>

各医師会通知



厚生労働省委託事業

医療費の不払い等の経歴がある訪日外国人の情報の管理等に関する仕組みの運用支援業務

訪日外国人受診者医療費未払情報の報告に関する 説明会のご案内

令和3年5月10日より、一定額以上の医療費の不払いのある訪日外国人受診者の情報を保険医療機関より収集する仕組みの運用が開始されています。収集された情報は出入国在留管理庁に共有され、入国審査に活用されます。詳細は下記ウェブサイトをご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202921_00012.html

このたび、本仕組みに関連する医療機関向けの説明会をオンライン形式で開催致します。下記要領をご確認の上、是非ご参加下さい。

対象者

全国の保険医療機関

開催日時

令和 3年 11月 19日
(金曜日)
16:00～16:30

説明会の内容

- ◆ 仕組みの趣旨について
- ◆ 訪日外国人受診者医療費未払情報報告システムの使い方について
- ◆ 質疑応答

お申込み方法

以下の①～⑤
をご記載の上、
メールにてお申し
込みください

E-mail

unpaid.seminar.mhlw@tohmatu.co.jp

メールの件名

訪日外国人受診者医療費未払情報報告説明会申込

お申込み期限

令和 3年 11月 18日 (木) 正午

① 所属先・部署・役職

② 氏名 (漢字・ふりがな)

参加予定者全員の氏名をご記載ください

③ 連絡先電話番号

④ Zoomウェビナーのリンク送信先メールアドレス

⑤ 質問事項

訪日外国人受診者医療費未払情報の報告の仕組みやシステムに関するご質問があれば、ご記載ください。説明会当日に回答いたしますが、全ての質問に回答できない場合がありますので、予めご了承ください

【お問合せ先】 厚生労働省 訪日外国人受診者医療費未払情報事務局

Email: unpaid.seminar.mhlw@tohmatu.co.jp

TEL: 090-9838-4679 / 070-1736-4323 (平日9:30-17:00)

※本事務局は厚生労働省の委託を受けて、有限責任監査法人トーマツが行っています



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



(地5)

令和3年4月2日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

公益社団法人日本医師会 常任理事

松 本 吉



訪日外国人受診者の医療費不払いに対する予防策の周知及び不払いが発生した場合の報告方法について（依頼）

今般、厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室より、本会宛に標記の情報収集について協力方依頼がございました。

「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策」（「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に関するワーキンググループ」。平成30年6月14日）及び「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議。令和2年7月14日）においては、医療費の不払い等の経歴がある訪日外国人について、次回以降の入国審査の厳格化を検討する方針が決定されました。

これに基づき、厚生労働省では、出入国在留管理庁と連携して我が国の保険医療機関から医療費の不払いのある訪日外国人受診者の情報を収集し、出入国管理庁へ共有する仕組みの運用を、令和3年5月10日（月）に開始することとなりました。なお、本取組みは国が実施主体であり、医療機関におかれましては国の事業に協力するものであります。

また、訪日外国人受診者の医療費不払いの発生対策に資するよう、厚生労働省では医療機関で活用いただける関連資料（受診時対応チェックリスト・簡易手順書）を別紙のとおり作成されました。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴会管下の郡市区医師会並びに関係医療機関等への協力方依頼につき、ご高配を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

<参考URL>厚生労働省：【医療機関向け情報】訪日外国人受診者による医療費不払い防止のための支援資料の紹介及び不払い情報報告システムへの協力の御願いについて
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202921_00012.html

令和3年3月31日
事務連絡

公益社団法人
日本医師会 御中

厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室

訪日外国人受診者の医療費不払いに対する予防策の周知及び
不払いが発生した場合の報告方法について（依頼）

平素から厚生労働行政の推進に御支援、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

我が国を訪れる訪日外国人は新型コロナウイルス感染症流行により一時的に減少していますが、将来的には、再び増加することが見込まれます。国際的な往来については、訪日外国人が安心・安全に日本の医療機関を受診できる体制を整備することが大切である一方、医療費の不払いを発生させないための取り組みを推進することも重要です。

こうした中、厚生労働省では、訪日外国人受診者の医療費不払いの発生対策に資するよう、医療機関で活用いただける関連資料を下記の通り作成しました。医療機関で積極的に使用いただきたく、貴団体の医療機関への周知方お願いいたします。

また、「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策」（訪日外国人に対する適切な医療等の確保に関するワーキンググループとりまとめ。平成30年6月14日）及び「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）」（令和2年7月14日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）においては、医療費の不払い等の経歴がある訪日外国人について、次回以降の入国審査の厳格化を検討する方針が決定されました。

これに基づき、厚生労働省では、出入国在留管理庁と連携して我が国の保険医療機関から医療費の不払いのある訪日外国人受診者の情報を収集し、出入国在留管理庁へ提供する仕組みの運用を、下記の通り開始することとしました。つきましては訪日外国人受診者の不払い情報の収集にご協力をいただくため、併せて周知をお願い申し上げます。

記

■ 訪日外国人受診者の医療費不払いの発生防止に関する医療機関向け資料

①訪日外国人の受診時対応チェックリスト

②受付で使える訪日外国人受診者対応簡易手順書

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202921_00012.html

※ 訪日外国人受診者の医療費不払いの予防には、受診時の適切な説明や確認が有効です。上記資料は訪日外国人受診者の対応に慣れていない医療機関でも活用ができるよう、簡便性に留意しつつ、受付フローのポイントをまとめています。

※ 自由にダウンロード・印刷してお使い下さい。

※ 資料は更新・追加等される場合があります。

■ 訪日外国人受診者の医療費不払い情報の医療機関からの収集について

- 訪日外国人受診者による未収金の発生抑止の観点から、厚生労働省では、訪日外国人受診者の医療費の不払いの情報の収集を開始する予定です。収集の対象とする不払い情報は、令和3年5月10日（月）以降に保険医療機関で発生し、請求日の翌々月末時点において、20万円以上の不払い事案とする予定です。
- 各保険医療機関におかれては、令和3年5月10日（月）以降の診療において、上記に該当する訪日外国人受診者による不払いの発生があった場合には、専用ウェブサイト (<https://unpaid.mhlw.go.jp/report1/>) を通じ、厚生労働省へ情報提供いただくようご協力をお願いします。
- 厚生労働省に提供いただいた情報は、厚生労働省から出入国在留管理庁へ提供され、当該外国人の次回以降の入国審査に活用します。
- 収集する情報の要件及び専用ウェブサイトを利用した報告方法の詳細は、4月末を目処に下記 URL にて順次ご案内させていただく予定です。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202921_00012.html

- 令和3年度上期に、医療機関等向けの説明会の開催を検討しております。詳細は決定次第、別途ご案内申し上げます。

※ 本取組みは国が実施するものであり、医療機関におかれましては、国の事業にご協力をいただく形となります。

令和3年3月31日
事務連絡

各都道府県衛生主管部(局) 御中

厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室

訪日外国人受診者の医療費不払いに対する予防策の周知及び
不払いが発生した場合の報告方法について（依頼）

平素から厚生労働行政の推進に御支援、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

我が国を訪れる訪日外国人は新型コロナウイルス感染症流行により一時的に減少していますが、将来的には、再び増加することが見込まれます。国際的な往来については、訪日外国人が安心・安全に日本の医療機関を受診できる体制を整備することが大切である一方、医療費の不払いを発生させないための取り組みを推進することも重要です。

こうした中、厚生労働省では、訪日外国人受診者の医療費不払いの発生対策に資するよう、医療機関で活用いただける関連資料を下記の通り作成しました。医療機関で積極的に使用いただきたく、貴管内の医療機関への周知方お願いいたします。

また、「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策」（訪日外国人に対する適切な医療等の確保に関するワーキンググループとりまとめ。平成30年6月14日）及び「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）」（令和2年7月14日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）においては、医療費の不払い等の経歴がある訪日外国人について、次回以降の入国審査の厳格化を検討する方針が決定されました。

これに基づき、厚生労働省では、出入国在留管理庁と連携して我が国の保険医療機関から医療費の不払いのある訪日外国人受診者の情報を収集し、出入国在留管理庁へ提供する仕組みの運用を、下記の通り開始することとしました。つきましては訪日外国人受診者の不払い情報の収集にご協力をいただくため、併せて周知をお願い申し上げます。

記

■ 訪日外国人受診者の医療費不払いの発生防止に関する医療機関向け資料

①訪日外国人の受診時対応チェックリスト

②受付で使える訪日外国人受診者対応簡易手順書

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202921_00012.html

※ 訪日外国人受診者の医療費不払いの予防には、受診時の適切な説明や確認が有効です。上記資料は訪日外国人受診者の対応に慣れていない医療機関でも活用ができるよう、簡便性に留意しつつ、受付フローのポイントをまとめています。

※ 自由にダウンロード・印刷してお使い下さい。

※ 資料は更新・追加等される場合があります。

■ 訪日外国人受診者の医療費不払い情報の医療機関からの収集について

○ 訪日外国人受診者による未収金の発生抑止の観点から、厚生労働省では、訪日外国人受診者の医療費の不払いの情報の収集を開始する予定です。収集の対象とする不払い情報は、令和3年5月10日（月）以降に保険医療機関で発生し、請求日の翌々月末時点において、20万円以上の不払い事案とする予定です。

○ 各保険医療機関におかれては、令和3年5月10日（月）以降の診療において、上記に該当する訪日外国人受診者による不払いの発生があった場合には、専用ウェブサイト (<https://unpaid.mhlw.go.jp/report1/>) を通じ、厚生労働省へ情報提供いただくようご協力をお願いします。

○ 厚生労働省に提供いただいた情報は、厚生労働省から出入国在留管理庁へ提供され、当該外国人の次回以降の入国審査に活用します。

○ 収集する情報の要件及び専用ウェブサイトを利用した報告方法の詳細は、4月末を目処に下記 URL にて順次ご案内させていただく予定です。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202921_00012.html

○ 令和3年度上期に、医療機関等向けの説明会の開催を検討しております。詳細は決定次第、別途ご案内申し上げます。

※ 本取組みは国が実施するものであり、医療機関におかれましては、国の事業にご協力をいただく形となります。

【照会先】

厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室

(内線：2678、4103、4457)

(代表) 03-5253-1111

【医療機関向け情報】 訪日外国人受診者による医療費不払い防止のための支援資料の紹介及び不払い情報報告システムへの協力の御願いについて

1 訪日外国人受診者による医療費不払いの発生防止に取り組む医療機関向け資料

訪日外国人による医療費不払いは、診療受付時に受診者への適切な説明や確認を行うことによって予防できる場合があります。

このため、厚生労働省では、外国人患者受入医療コーディネーター等の専門家がいらない医療機関においても、受診時の適切な説明を実施し、医療費不払いの発生防止に取り組んでいただけるよう、医療機関の受付窓口で活用できる簡易資料を作成しました。

ダウンロード・印刷して、各医療機関での不払い発生対策にお役立てください。

■ 訪日外国人の受診時対応チェックリスト [v.1.0](#)

ー リストをチェックしながら訪日外国人受診者の診療受付をしていただくことで、医療費不払いの抑止に必要な情報が得られます。

■ 受付で使える訪日外国人受診者対応簡易手順書 [v.1.0](#)

ー 上記のチェックリストの説明・補足資料です。

2 訪日外国人受診者に医療費不払いが発生した場合の情報提供の御願い

「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策」（「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に関するワーキンググループ」、平成30年6月14日）及び「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」

（外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議、令和2年7月14日）において、不払いの発生抑止となるよう、医療費の不払い等の経歴がある訪日外国人について、次回以降の入国審査を厳格化する方針が決定されました。

これを受け、厚生労働省では、出入国在留管理庁と連携して我が国の保険医療機関から一定額以上の医療費の不払いのある訪日外国人受診者の情報を収集し、出入国在留管理庁へ共有する仕組みの運用を令和3年5月10日より開始致します。

各医療機関におかれましては、以下のマニュアルを参照いただき、令和3年5月10日以降、該当事案が発生した場合には、下記専用ウェブサイトから厚生労働省への情報提供にご協力下さいますようお願い申し上げます。

頂いた情報は出入国在留管理庁に共有され、入国審査に活用されます。

※ 提供いただける情報には一定の要件があります。

■ 「訪日外国人受診者の医療費不払いに対する予防策の周知及び不払いが発生した場合の報告方法について（依頼）」令和3年3月31日付事務連絡 [\[PDF:490KB\]](#)

訪日外国人受診者医療費未払情報の報告マニュアルv.1.0（後日公開）

訪日外国人受診者医療費未払情報の報告マニュアルQ&A v.1.0（後日公開）

■ 「訪日外国人受診者医療費未払情報報告システム」 [情報登録用ウェブサイト](#)

海外にお住まいで日本の公的な医療保険証をお持ちでない患者さんが受診した際に、適切に医療費をお支払い頂くための
8つのチェックポイント

8つのチェックポイント

- ☐ 言語を確認 1
- ☐ 来院目的を確認 2
- ☐ 診療申込書を記載してもらう 3
- ☐ 本人確認 ※必要に応じて同行者なども 4
- ☐ 医療費の目安を伝える 5
- ☐ 支払い方法を確認 ※現金、クレジットカード等 6
- ☐ 医療費に関する要望を確認 7
- ☐ もう一度チェック 8

※海外旅行保険を使う方に対しては保険会社に連絡するように伝えましょう

全てチェックできれば



診療開始

夜間・休日に困ったことがあったら直ぐ相談
03-6371-0057
(厚労省ワンストップ相談)

1

まずは、患者さんとコミュニケーションできる言語を確認しましょう。

- ✓ 日本語でのコミュニケーションや診療が困難と考えられる場合は、自院の通訳体制（電話・映像医療通訳、院内外通訳者、翻訳等）や通訳対応マニュアルに従って、コミュニケーションが取れる状態を確保しましょう。
- ✓ 厚生労働省や地方自治体、医師会が遠隔通訳サービスを提供を行っているので活用しましょう
- ✓ 無料でインストールできる翻訳アプリの利用も検討しましょう
- ✓ 夜間・休日の場合は厚生労働省が運営しているワンストップ相談（03-6371-0057）

でも言語サポートの案内をしています

厚生労働省 希少言語に対応した遠隔通訳サービス（電話通訳サービス）

厚生労働省 医療国際
展開推進室ホームページ

外国人患者受入情報サイト
(医療通訳実施団体の案内があります)



2 目的確認について

来院目的を確認しましょう。

文化的背景等の違いから「診療は必要なく、薬だけがほしい」というような対応できない目的で来院されることがあります。支払いトラブルにも繋がるので最初の段階で確認することが有効です。

3 診療申込書について

滞在中及び帰国後の連絡先、民間医療保険の情報等の記入欄や不払い発生時の国への個人情報提供の仕組み（※1）の説明を含む多言語の診療申込書を準備し、しっかり記載してもらいましょう。厚生労働省のサンプルもご活用下さい。

[illegible]

(※1) 下記URLを参照下さい

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202921_00012.html

厚生労働省 外国人向け多言語説明資料

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000056789.html>

6 支払い方法について

自院で可能な支払い方法について説明し、患者さんがどの方法で支払うつもりか確認しましょう。

✓ 現金

1. 日本円での支払いのみ受付可能な場合はその旨伝えましょう
2. 外貨での支払いが可能な場合にはその旨伝えましょう
3. 近隣で外貨両替所や外貨の引き出しが可能なATMの情報をあらかじめ把握しておき、必要な場合には、その情報を外国人患者に伝えたと支払いがスムーズになる事があります

✓ クレジットカード、電子マネー

1. 利用可能なクレジットカードがあれば、カード会社を伝えましょう
 2. 利用可能な電子マネーがあればその旨伝えましょう
- ※高額な費用が予想される場合には、クレジットカードの支払い上限を確認するよう助言しましょう

注) 患者さんに海外旅行保険の利用希望がある場合、患者さん本人から加入している保険会社に連絡をして頂くことが一番重要です。

注) 夜間・休日の場合は厚生労働省が運営しているワンストップ相談（03-6371-0057）で保険会社への診療費の請求に関するアドバイスを行っています。

海外旅行保険についての詳しい説明は、厚生労働行政推進事業「外国人患者の受入れ環境整備に関する研究」研究班にて作成された「外国人患者の受入れのための医療機関向けマニュアル」に記載がありますので、必要に応じてご確認下さい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000173230_00003.html

7 要望把握について

患者さんの医療費に関する要望を把握し、関係者に伝えることは後の支払いをスムーズにするために有効です。以下のような要望が例として挙げられますので参考にしてください。

- 例1. できるだけ海外旅行保険の補償範囲で収まるようにしてもらいたい
(入院の場合、多床室は補償範囲内だが、個室は補償範囲外のような場合等)
- 例2. 医療費の支払いに不安があるので、できるだけ医療費が安く抑えられるようにしてもらいたい
- 例3. 概算医療費で提示された以外に、追加の検査や処置が必要になる場合には、必ず事前に幾らくらかかるのか教えてほしい
- 例4. 今は現金がないので明日支払いに来たい

8 もう一度確認しましょう

これまでのステップに関して、もう一度以下のポイントを確認しましょう。

- ✓ 個人情報の扱いを含む診療申し込み書に適切な署名があるか？
- ✓ 医療費の目安に関しての同意はあるか？
- ✓ 支払い方法は患者さんが対応できるものであるか？
- ✓ 医療費に関する要望を把握できたか？

参考 チェックができなかった場合の対策

これまでのステップに関して患者さんとのやり取りに不安がある場合は、厚生労働省や都道府県の相談窓口にも連絡することも検討しましょう。

また、治療費が高額になる事が予想される際にはデポジット（前払い）を請求することも検討しましょう。

その際には、以下のステップを参考にしてください。

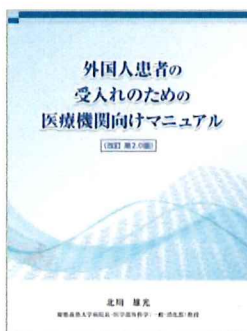
- ✓ 患者さんが理解可能な言語で説明を行う
- ✓ デポジット金額に合意し、デポジットを受け取る
- ✓ デポジットの受け取り証明書を患者さんに渡す

患者さんが日本滞在期間中に全額お支払い頂けるような方法・支払い計画を立てることが重要です。



参考 参考資料

より細かく手続き等の確認を行いたい方は、以下の資料もご参考にして頂けます。



厚生労働省「外国人患者の受入れのための医療機関向けマニュアル」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000173230_00003.html



厚生労働省令和2年度補助事業
「外国人患者受入れ情報サイト」
<https://internationalpatients.jp/index.html>